

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第465号)

平成18年8月18日

横情審答申第465号

平成18年8月18日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に

基づく諮問について（答申）

平成18年5月1日都鉄第66号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「東横線MM線直通に際し東白楽分岐のコストに関し東急が作成した文書（東急がコストを理由に分岐を拒否した）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「東横線MM線直通に際し東白楽分岐のコストに関し東急が作成した文書（東急がコストを理由に分岐を拒否した）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「東横線MM線直通に際し東白楽分岐のコストに関し東急が作成した文書（東急がコストを理由に分岐を拒否した）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年3月24日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

みなとみらい線と東横線の直通に際し、東白楽分岐のコストに関する文書について東京急行電鉄株式会社（以下「東急」という。）から取得しておらず保有していないため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 横浜市はみなとみらい線・東横線直通のためとはいえ、年間4,000万人利用者のあるターミナル駅を廃止することは、横浜全市と東横線関連の首都圏との回遊性を大きく遮断するもので、この機能回復にはみなとみらい線と既存線の並行運行が最大の条件である。

平成6年、東急は東白楽～横浜間の地下化工事認可申請を行ったが、廃線を懸念した申立人らは国土交通省に「廃線許可の伴わない地下化工事認可は不当」として申立てを行った。これに対し国土交通大臣は平成16年2月に「東横線横浜駅～桜木町駅間は東横線東白楽～横浜駅間とは独立して事業を継続しえた路線であり云々」と回答

し、廃線なしでの並行運行の可能性を大臣自らが示唆し、その上での工事認可であることを強調している。

以上を尊重すれば、当事者はまず並行運行の可能性を追求し、コストを試算するのが常識であり、本件申立文書の不存在は不合理である。もし横浜市が所有していても、並行運行を前提として、東白楽～横浜間の地下化工事の認可申請をした東急には本件申立文書は存在するはずなので、横浜市はこれの入手努力をし、公開すべきである。

(3) 国土交通大臣からの回答や東京高裁の判決などを踏まえれば、横浜市は勿論、東急も東横線とみなとみらい線の並行運行を前提とするコストを試算するのが経営及び地方自治の基本である。

分岐並行のコストを試算して事前に準備をするのが「住民福祉の増進を図ることを基本とする」地方自治及び公共性を重視する鉄道事業の義務である。

(4) 年間4,000万人もが利用する鉄道の廃止は都市計画区域における主要な拠点の変更であり、行政がまず配慮すべきは、住民の権利・利益の保護である。そのために設けた「廃線敷を利用して交通手段を整備する」の救済条項は廃線同意の最重要項目であり、これに関わるコストを試算し準備するのが横浜市及び東急に課せられた責務である。

(5) 横浜市は、東横線の東白楽分岐（横浜～桜木町間の存続）について、東急の営業の範疇の話であり、東急がいやだといっているから、その意を受けたと説明している。

しかし、東横線の横浜～桜木町間を廃線すれば、年間4,000万人の利用者が被害を受けることになる。

(6) 東急は、並存したらどうなるかについての費用分析を行っているはずであるから、横浜市は市民の福祉増進という地方自治法に則って、東急から文書を取り寄せ、開示すべきである。

5 審査会の判断

(1) みなとみらい線事業について

ア みなとみらい線は、昭和60年7月11日の「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」と題する当時の運輸政策審議会答申第7号において、新たな業務地であるみなとみらい21地区の開発に対応する路線として設定された。

イ 横浜市は、昭和62年3月31日、東急との間で、みなとみらい線と東急が運行する

東横線との相互直通運転に関して、覚書及びこれに基づく確認書を締結し、その中で、みなとみらい線と東横線との相互直通運転を行うこと、その接続を横浜駅地下において行うこと、東横線の横浜～桜木町間はみなとみらい線と東横線の相互直通運転に伴い廃止すること、今後設立予定のみなとみらい線の整備主体に覚書に基づく横浜市の履行事項を継承することなどを確認した。

ウ 平成元年3月29日には横浜市、神奈川県等の出資により横浜高速鉄道株式会社（以下「横浜高速鉄道」という。）が設立された。

横浜高速鉄道は、平成2年4月には第1種鉄道事業免許を取得して平成4年11月に工事に着手し、平成16年2月1日からみなとみらい線の営業を開始した。

東横線の横浜～桜木町間は、みなとみらい線の開業に伴い廃止された。

(2) 本件申立文書について

開示請求書の記載及び申立人の主張から、本件申立文書は、みなとみらい線と東横線の東白楽～桜木町間の並行運行が可能かどうかを判断するために、東急が東白楽分岐の費用に関し作成した文書で、東急がこの費用分析により分岐を拒否することとなった根拠となる文書であると解される。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を東急から取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成18年6月16日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 東横線を東白楽から地下化し、横浜駅地下でみなとみらい線に接続するものと当初から計画を進めているが、東白楽で分岐し、もう1本路線を作るとするのは、分岐用地の確保、その費用、運行本数や輸送力等の制約等から現実的には不可能である。

横浜～桜木町間の路線を廃止するに当たり、並行運行の可能性を考え、その費用を試算した文書は、東急にはないと聞いており、また、横浜市にも存在しない。

(イ) 横浜市では、横浜都心部の骨格を形成するみなとみらい21地区の開発にとって鉄道路線が必要であったことから、東京都心とも直結する路線である東横線を運行する東急との間で相互直通運転に関する覚書及び確認書を締結した。

みなとみらい線の事業主体に関しては、第三セクター方式とすることとなり、横浜高速鉄道が設立され、相互直通運転に関する覚書及び確認書に基づく横浜

市の地位を、横浜市から横浜高速鉄道へと承継した。

(ウ) 横浜市と東急との間で覚書及び確認書を締結するに当たっては、事前に協議は行っているはずであるが、資料が残っていないため、その内容を確認することはできない。

東急が東横線の横浜～桜木町間を廃止することは、覚書及び確認書の締結により確認している。この締結の後に行われている横浜市と東急との協議に関して、節目ごとに文書は作成され、存在するし、また、横浜高速鉄道の株主として事業計画、営業報告などの文書を入手しているが、それらの中に、本件申立文書は存在しない。

イ これらの実施機関の説明を踏まえ、当審査会では、以下のように判断する。

横浜市と東急との間で交わされた覚書及び確認書によれば、覚書第4項で、相互直通運転に当たり、横浜市と東急との間で調整すべき事項については、別途協議して定めることとされている。このような覚書及び確認書を締結するに当たり、事前にその内容を確定したり、また締結された後にも、その履行に当たって必要な事項を定めるなどのために、当事者間での協議が行われることが通常であるから、東横線の地下化、東横線の一部路線の廃止等についても、横浜市と東急との間で何らかの協議が行われ、その中で費用についても議論があった可能性は否定できない。

そこで、当審査会では、実施機関が横浜市と東急との間で行われた協議に際し作成され、保有していると説明する文書について見分した。昭和62年3月31日に締結された覚書及び確認書に係る決裁文書には、みなとみらい線と東横線との相互直通運転を行うに当たり、横浜市と東急との間で協議を続けてきた結果、基本的な事項について合意に達した旨の記載が認められたが、当該協議に係る資料などの存在を確認することはできなかった。

さらに、昭和62年3月31日の覚書及び確認書の締結以後に行われた協議に際して作成された文書を実施機関に確認させたが、それらの中に東白楽分岐に関し費用分析のために東急が作成した文書又は東急が作成したことを推認させる事情を示す文書は存在しないとの説明であった。

したがって、本件申立文書を東急から取得しておらず、保有していないという実施機関の主張は、これを是認することができる。

ウ なお、申立人は、実施機関が本件申立文書を保有しないならば、東急から取り寄せて開示すべきであると主張するが、本市の条例に基づく情報公開制度は、実施機

関が保有している行政文書を対象とするものであって、開示請求があった場合、これに応ずるためにその対象となる文書を作成し、又は取得する義務を実施機関に課すものではない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年 5 月 1 日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成18年 5 月 10 日 (第 83 回第二部会) 平成18年 5 月 11 日 (第 84 回第一部会)	・ 諮問の報告
平成18年 5 月 15 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成18年 5 月 19 日 (第 22 回第三部会)	・ 諮問の報告 ・ 審議
平成18年 6 月 2 日 (第 23 回第三部会)	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成18年 6 月 16 日 (第 24 回第三部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成18年 6 月 30 日 (第 25 回第三部会)	・ 審議
平成18年 7 月 21 日 (第 26 回第三部会)	・ 審議
平成18年 8 月 4 日 (第 27 回第三部会)	・ 審議